

中間報告に向けた主な論点

1. 法人活動の自由度拡大について

(1) 収支相償原則の在り方

- ・ 収支の均衡を図る期間
- ・ 「特費」等の使い勝手の向上
- ・ 寄附金等の取扱い 等

(2) 遊休財産規制の在り方

(3) 公益認定・変更認定手続の柔軟化・迅速化等

- ・ 変更認定事項と届出事項の再整理
- ・ 審査の透明性・予見可能性の向上 等

2. 法人のガバナンス（透明化・事後チェック等）について

- 不祥事防止等のコンプライアンスの確保に加え、法人活動の自由度を拡大するに当たっては、法人運営の透明化、法人の自律的ガバナンスの充実を前提に、行政による事後チェックが必要ではないか。

(1) 法人運営の透明化

- ・ 情報開示を拡充すべき内容
- ・ 情報公開プラットフォームの整備 等

(2) 法人の内外からのガバナンスの向上

- ・ 法人運営への外部からの視点の導入、監査機能の強化等といった法人の自律的ガバナンスの充実
- ・ 社会的な評価・チェック機能の向上

(3) 行政による事後チェック

- ・ 一律事前規制型から事後チェック型の行政へ

3. その他

- ・ 行政と法人・経済界等との対話や中間支援団体との連携の推進
- ・ 公益信託の在り方 等